

○山形県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

昭和 62 年 3 月 14 日

本部訓令第 3 号

改正	平成元年 3 月 22 日 本部訓令第 8 号	平成元年 11 月 22 日 本部訓令第 19 号
	平成 5 年 7 月 22 日 本部訓令第 14 号	平成 12 年 11 月 7 日 本部訓令第 15 号
	平成 13 年 3 月 23 日 本部訓令第 11 号	平成 17 年 7 月 1 日 本部訓令第 17 号
	平成 18 年 3 月 23 日 本部訓令第 13 号	

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和 62 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、山形県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「鉄道施設」とは、列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工場、変電所等鉄道事業の用に供する施設をいう。

2 この訓令において「鉄道施設等」とは、鉄道施設及びその周辺をいう。

(編成)

第 3 条 鉄道警察隊に方面隊を置き、その編成及び名称並びに担当区域は別表のとおりとする。

(事案の処理要領)

第 4 条 鉄道警察隊において取り扱う事件、事故等（以下「事案」という。）の処理要領は、別に定める。

(制服活動の特例)

第 5 条 鉄道警察隊の職員（以下「隊員」という。）は、犯罪捜査、少年補導その他の活動に従事する場合で、生活安全部地域課鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）の指示又は承認を受けたときは、私服により活動することができる。

(通常基本勤務)

第 6 条 隊員は、警戒警備、警乗、在所、警ら、立番及び見張の勤務方法（以下「通常基本勤務」という。）により、鉄道警察隊の運営に関する規則第 3 条第 1 項の任務を達成するための活動を行うものとする。

(特別勤務)

第 7 条 隊員は、隊長の命を受け又はその承認を得て、次に掲げる通常基本勤務以外の特別勤務に従事するものとする。

(1) 緊急配備、緊急警乗

- (2) 事案発生時における現場臨場、被疑者同行その他の初動措置
- (3) 重要事案発生時の鉄道施設等における犯罪の予防検挙、情報の収集、広報交通指導取締等
- (4) 鉄道施設等における雑踏警備、輸送警備、警衛、警護等
- (5) 鉄道事業者その他関係機関、団体等が行う鉄道事故防止諸活動への支援若しくは協力又は共同活動
- (6) その他鉄道警察隊の任務を達成するために必要があると認められる活動
(活動計画)

第8条 隊長は、毎月25日までに翌月の活動計画を策定するものとする。

(勤務計画)

第9条 方面隊長は、隊長の示す月別活動指針のほか、担当区域内の事案の発生状況、諸行事、隊情等を勘案して、翌月の勤務計画を策定し、毎月23日まで隊長に提出しなければならない。

2 方面隊長は、事案の発生その他特別の事情があるときは、隊長の承認を受け勤務計画の一部を変更して勤務を命ずることができる。

(警ら及び警戒警備活動)

第10条 鉄道警察隊の行う警ら及び警戒警備活動は、原則として2人1組により行い、徒歩又は無線自動車により重要施設の警戒に当たるほか、沿線主要駅への立ち寄り、相互の情報交換、実態掌握に当たるものとする。

(列車警乗活動)

第11条 鉄道警察隊の行う列車警乗活動は、原則として2人1組により、列車警乗の指定区分に基づき、列車内における犯罪の予防、検挙その他鉄道に係る公安の維持に当たるものとする。

(応援派遣)

第12条 所属長は、鉄道警察隊の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を具して、隊長を経由し本部長に要請しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 人員及び車両台数等
- (3) 応援を必要とする理由
- (4) その他必要事項

2 応援派遣の期間は、原則として7日以内とする。ただし、事件の規模、性質及び社会的反響並びに他事件の発生状況等により必要があるときは、その期間を延長することができる。

3 第1項の規定により派遣された隊員は、原則として応援先の所属長の指揮を受けるものとする。

(集中運用)

第13条 隊長は、鉄道警察隊の効率的運用を図るため、事案の発生状況等を勘案して、一時的に方面隊を集中運用することができる。

(警察署等との関係)

第14条 隊長は、関係所属長と協議の上、関係警察署等と相互に共同運用を図るなど、その組織的機能を十分に發揮せしめるように努めなければならない。

(連絡協調)

第15条 隊長は、関係所属長と連携を密にして協調に努めなければならない。

2 隊長は隨時、鉄道事業者等と連絡協議会を開催するなど緊密な連絡協調に努めるものとする。

(会議)

第16条 隊長は、必要に応じて会議を開催し、必要な教養訓練を実施するものとする。

(教養訓練)

第17条 方面隊長は、隨時必要な教養訓練を行い、隊員の実務能力の向上に努めなければならない。

2 方面隊長は、当日の勤務員に対し、活動の重点を指示するとともに、必要な指導教養を行うものとする。

(報告)

第18条 隊長は、毎月の活動状況を取りまとめ本部長に報告しなければならない。

2 方面隊長は、毎月の活動状況を取りまとめ隊長に報告しなければならない。

3 方面隊長は、事件を検挙したときは、隊長に報告しなければならない。

(細部規定)

第19条 この訓令に定めるもののほか、鉄道警察隊の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

山形県警察鉄道警察隊の編成並びに名称、位置及び担当区域

1 山形県警察鉄道警察隊の編成



2 方面隊の名称、位置及び担当区域

名 称	位 置	担 当 区 域 (鉄道施設)
山形方面隊	山形市	山形、上山、天童、寒河江、村山、尾花沢、長井、小国、南陽、米沢警察署の管轄区域及び新庄警察署の管轄区域の一部
酒田方面隊	酒田市	庄内、酒田、鶴岡警察署の管轄区域及び新庄警察署の管轄区域の一部

